

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA市所在のC会社B営業所（以下「会社」という。）にタクシー乗務員として雇用され、夜勤専門としてタクシーの運転業務に従事していた。

請求人は平成〇年〇月〇日午後5時過ぎからタクシー乗務を開始し、翌〇日午前1時30分頃、同市で乗客を降ろした後、吹雪による吹きだまりのために車が走行不能となり、スコップを使うなどして脱出を試みたが脱出できなかったため、携帯電話で会社に救援を要請した。会社は他のタクシーも走行不能となっていたことから順次救援を行い、会社関係者が請求人の現場に到着したのは同日午前3時30分頃であった。請求人によると、体がマヒしているような状態であったことから、車の中で救援を待っていたとしている。

会社関係者は、請求人の息づかいが荒く苦しそうだったので、救急車を要請したところ、請求人はD病院に搬送され「脳出血」（以下「本件疾病」という。）との診断を受けて、同病院に入院した。

請求人は、本件疾病は業務による過重負荷によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、E医師は、意見書において、要旨、脳CTにて左視床～中脳、内包後脚にかけて出血を認め、脳出血の診断は明らか、発症年月日は平成〇年〇月〇日と述べている。当審査会としても、請求人に発症した疾病は、「脳出血」に該当し、発症日時は平成〇年〇月〇日であると判断する。

(2) 請求人の本件疾病は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨は決定書別紙のとおりであり、これを引用する。）の対象疾病であることから、以下、認定基準に則して、「業務による明らかな過重負荷」の有無について検討する。

(3) 本件について検討すると、次のとおりである。

ア まず、請求代理人は、今回の猛吹雪は全く前が見えなくなるほどの強烈なもので、路面も非常に埋まりやすく危険で、この状況は突発的に発生してお

り、請求人がこの中で客を乗せて目的地まで送り届けなければならないことは、「極度の緊張、興奮、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態」若しくは「急激で著しい作業環境の変化」であり、「異常な出来事」に遭遇したものであると主張している。

この点、当日の天候の変化については、A管区气象台が嚴重な警戒を呼び掛けており、請求人も事前にこれらの情報を得ることで車の運転が困難になることを予測していたことから、突発的又は予測困難な異常な事態とは認められない。また、請求人は、午前1時40分頃に吹きだまりで脱出不能という事態に遭遇し、会社に救援要請を行い午前3時30分頃に救援されているが、現場は住宅街で、救援に向かっている状況も携帯電話で常時取得できていたと認められることから、この出来事が認定基準の精神的緊張を伴う重大な事故に該当するとはいえない。さらに、請求人が事故発生時、車外においての防寒服を着用して行った脱出作業は10分から15分程度で終了したものであり、その後は、暖房のある環境で救援が来るのを待っていたことに鑑みると、認定基準の「急激で著しい作業環境の変化」にも該当しない。

以上のことから、請求人が認定基準の「異常な出来事」に遭遇したとは認められないと判断する。

イ 次に、請求代理人は、監督署長が帰庫後の作業時間について実際より過小評価していると主張している。

請求人は、平成〇年〇月〇日の聴取書で、「帰社後にすぐICカードを抜くように言われています。その後に洗車と業務日報の整理と売上げ金の入金業務があります。時間にして、洗車が40分～50分、日報整理と入金に10分くらい、合わせて1時間ほど」と述べている。一方、平成〇年〇月〇日の聴取書では、「労働時間は会社から出て来ている資料で間違いありません」と前申述と矛盾した申述をしており、請求人の主張は信ぴょう性に欠ける。

したがって、当審査会は、F課長が平成〇年〇月〇日の聴取書で、「出社してから出発するまでの間には準備作業があり、帰庫してから退社するまでの間には洗車などの後作業があるので、どちらも15分程度を出庫・帰庫時刻に加算して、始業・終業時刻としています。請求人は出庫前13分、帰庫後17分の合計30分を考慮しています。」と述べていることから、これを

帰庫後の作業時間として採用する。

ウ さらに、請求代理人は、監督署長は休憩時間について実際より過大評価していると主張している。

この点、当審査会が、請求人作成の乗務記録表の「休憩時間」を基に、仮に時間外労働時間数を再集計してみても、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働は認められなかった。

なお、請求人は、発症日前1週間のうち、○月○日と同月○日の2日間は公休日で勤務しておらず、その他の5日間は通常の深夜勤務で、1日の勤務時間は9時間程度であり時間外労働は合計7時間程度であったと認められる。

したがって、請求人は、発症日前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したとは認められず、さらに、長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらすような特に過重な業務に就労したとも認められないと判断する。

エ なお、平成○年○月の健康診断個人票によると、請求人の血圧は175/122mmHgで、糖尿病のコントロール状態を表す指標であるHbA1cは11.40%であることが認められる。これらは、請求人の高血圧及び糖尿病がいずれも中等症以上の重症度であることを示している。更に平成○年○月○日以降、自己判断で受診を中止したため、高血圧及び糖尿病は未治療であり、喫煙は継続している。

したがって、請求人の年齢を考慮すれば罹患していた疾患の自然経過によっていつでも脳出血を発症しうる危険を有していたことが認められる。

3 以上のおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。